

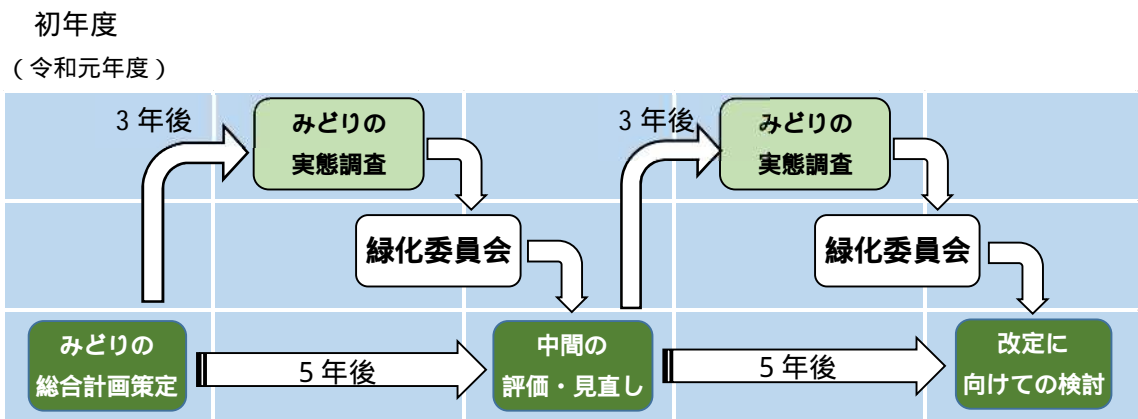
みどりの実態調査について

1 みどりの実態調査とは

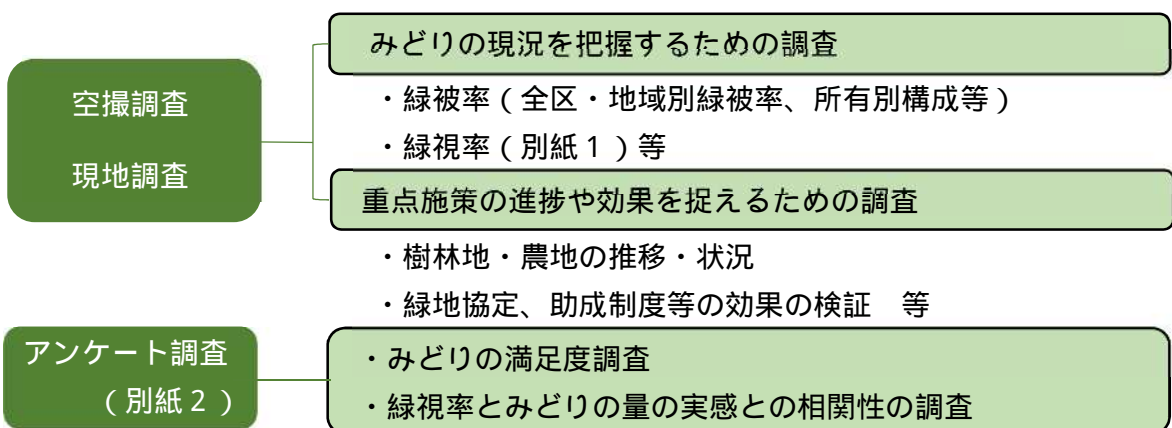
練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 8 条に基づいて、5 年毎に実施する調査です。みどりの現況と推移を把握して、区のみどり施策の策定や見直しの参考としています。

2 練馬区みどりの総合計画との関係

みどりの総合計画に基づく施策の効果を捉えるため、計画の策定、中間評価・見直しから 3 年後に調査を実施します。緑化委員会は、調査結果を踏まえて、計画の策定や中間見直しについて検討を行い、区の諮問に対して、答申を行います。



3 調査の体系と主な調査項目



4 前回緑化委員会での主な意見

- (1) 緑視率の調査地点とする代表的景観はどこにするのか。
- (2) 緑視率と区民意識の関係についてどのようなアンケート調査を行うのか。
- (3) 緑視率の分析において、量はわかるが、質はどのように捉えるのか。